

2011.08.30 現在  
( 第 1 版 )

学校法人に対する寄附の  
税額控除に係る証明  
～申請の手引き～

大阪府 府民文化部 私学・大学課

---

# I 申請準備～申請～証明までの流れ

この手引きは、大阪府知事所轄の学校法人(私立学校法第64条第4項の規定による法人を含む。以下同じ。)のうち、個人からの寄附金について税額控除制度が適用される対象法人となることを希望する法人の方が、所轄庁(大阪府知事)の証明を受けるために必要な申請作業内容をご案内しています。

手続きの流れは、以下のとおりです。

税額控除制度の概要・要件についてご確認ください。

⇒ 税額控除制度について(P2)

⇒ 法人に求められる要件について(P3)

満たしうる要件を選択し、それぞれに必要な準備を行って下さい。

<要件1>の場合

・寄附者名簿の準備 (P8)

<要件2>の場合

・(その1)寄附者名簿の準備 (P9)

・(その2)必要項目の数値の確認 (P10)

申請書類を準備し、かがみ文書に必要事項を記入して下さい。

⇒ <要件1>・<要件2>に共通の作業 (P12)

<要件2>で申請される場合には、チェック表を作成いただく必要があります。

<要件2>で申請する場合 (P13)

⇒ 申請する (P14)

## II 総論

### 1. 税額控除制度について

#### (1) 概要

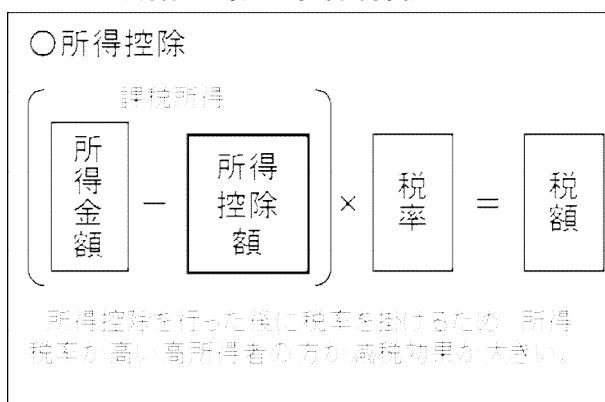
「現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律」の施行により、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)が改正されたことに伴い、個人が、一定の要件を満たした学校法人へ寄附金を支出した場合、当該寄附金について、税額控除制度の適用を受けることができます。

#### (2) 税額控除とは

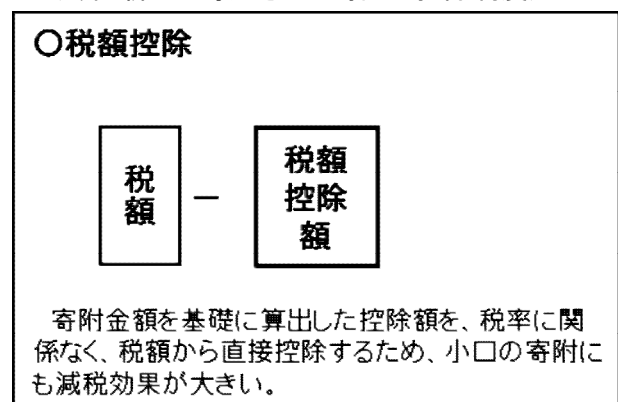
これまで、個人が、学校法人へ寄附金を支出した場合、所得控除制度が適用されてきましたが、今回の法改正により、新たに税額控除制度が導入されました。この制度は、所得控除制度に比べ、特に小口の寄附金支出者への減税効果が高いことが特徴です。減税効果が高まる結果、これまで以上に多くの寄附金を支出される寄附者や、新たに寄附金を支出される方が増えることにより、学校法人の公益活動の設置する学校における教育活動に充てるための寄附金収入が拡大することが見込まれます。

既存の制度である所得控除制度と今回新たに導入された税額控除制度のうち、寄附者(納税者)の選択により、どちらか一方の制度を活用することが認められています。

(既存の寄附金控除制度)



(今回新たに導入された寄附金控除制度)



#### (3) 具体の税額控除額の算出式

個人が支出した寄附金について、確定申告時に税額控除制度の適用を選択した場合、以下の算式により算出された額が、所得税額から控除されます。

$$\left[ \begin{array}{|c|} \hline \text{税額控除対象寄附金(※1)} \\ \hline \end{array} - 2,000\text{円} \right] \times 40\% = \begin{array}{|c|} \hline \text{控除対象額(※2)} \\ \hline \end{array}$$

この額が、所得税額から控除されます。

※1 税額控除対象寄附金:税額控除対象法人への寄附金額

注:寄附金支出額が、総所得金額等の40%に相当する金額を超える場合には、40%に相当する額が税額控除対象寄附金となります。

※2 控除対象額は、所得税額の25%を限度とします。

## 2. 法人に求められる要件について

### (1) 総論

実績判定期間において、以下の2つの要件のうち、いずれかを満たす必要があります。

<要件1> 3,000円以上の寄附金を支出した者が、平均して年に100人以上いること。

(租税特別措置法施行令第26条の28の2第1項第2号イ(2)の要件)

<要件2> 経常収入金額に占める寄附金収入金額の割合が、1/5以上であること。

(租税特別措置法施行令第26条の28の2第1項第2号イ(1)の要件)

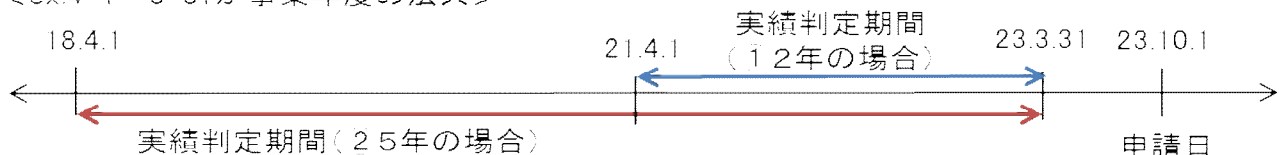
### (2) 実績判定期間

実績判定期間とは、申請日の直前に終了した事業年度終了日以前の5年以内に終了した各事業年度のうち最も古い事業年度開始の日から当該直前に終了した事業年度終了日までを言います。

注) ※ 平成23年~25年の間に申請する場合、2年以内に終了した各事業年度の最も古い事業年度開始の日からの期間を実績判定期間とすることもできます。

※ 設立後間もなく、活動実績が5年(2年)に満たない法人は、設立の日から直前に終了した事業年度終了日までが実績判定期間となります。

<ex.4 1~3 31が事業年度の法人>



(3) <要件1> 3,000円以上の寄附金を支出した者が、平均して年に100人以上いること。

年間合計で3,000円以上の寄附金を支出した寄附者が、毎年平均で100人以上いれば、この要件を満たしています。なお、この要件は、各法人で作成・保存されている「寄附者名簿」をもとに判定されます。

<「100人以上」の要件について>

- ① 5事業年度の間、全事業年度においてこの要件を満たしていなくても、5事業年度の平均値が100人以上であれば、要件を満たします。

ex1.1年目:100人、2年目:80人、3年目:90人、4年目:100人、5年目:130人の場合でも、平均して年100人ですので、要件を満たします。

ex2.1年に満たない事業年度がある場合は、「実績判定期間内の寄附者数×12÷実績判定期間月数の値」が100以上である場合、要件を満たします。(例えば、実績判定期間が1年6か月で、その間に180人から寄附金を受け入れていた場合、180人×12÷18か月=120人、ですから、要件を満たしています。)

- ② 個人から支出された寄附だけでなく、他の法人から支出された寄附についても、一法人につき、1人とカウントします。

<「3,000円以上」の要件について>

- ① ある方からの1度の寄附金額が3,000円に満たない場合であっても、同一の者からの寄附金額の合計が同一事業年度において計3,000円以上であれば、寄附者1人としてカウントすることができます。

- ② 現物による寄附を受けた場合には、時価による価額でカウントすることができます。

○ なお、要件の判定にあたっては、以下の点に注意して下さい。

- ① 寄附者本人と生計を一にする者を含めて、一人として判定します。

ex1.ある事業年度において、2,000円の寄附金を支出した者と生計を一にする配偶者・親子から1,000円の寄附があった場合には、これらを合算し「1人から3,000円」の寄附としてカウントします。

ex2.ある事業年度において、5,000円の寄附金を支出した者と生計を一にする配偶者・親子から3,000円の寄附があった場合には、いずれか一方の者のみを寄附者としてカウントできます。(もう一方の者は100人にカウントすることはできません。)

- ② 申請する法人の役員である者(※)及びその役員と生計を一にする者は、寄附者としてカウントすることはできません。

(※法人の役員とは、理事、監事及び清算人等を言います。学校法人の評議員は、寄附者としてカウントできます。)

- ③ 入学時の寄附金(※)については、寄附者や寄附金としてカウントすることはできません。

(※入学時の寄附金とは、自己又は子女等の入学を希望する学校に対してする寄附金で、その納入がない限り入学を許されないこととするものその他当該入学と相当の因果関係があるものをいいます。この場合において、入学決定後に募集の開始があったもので、新入生以外のものと同じ条件で募集されるものを除き、原則として、入学願書受付の開始日から入学が予定される年の年末までの期間内に納入したものは、入学時の寄附金とみなしますので、カウントに入れないようにご注意ください。)

(4) <要件2> 経常収入金額に占める寄附金収入金額の割合が、1/5 以上であること。

$$\frac{\boxed{\text{受入寄附金総額}} - \begin{array}{l} \cdot \text{一人当たりの基準限度額超過額} (\ast 1) \\ \cdot \text{一人から計1,000円未満の寄附金} \\ \cdot \text{氏名等不詳の寄附金} \end{array} + \boxed{\text{国等からの補助金等} (\ast 2)}{\boxed{\text{総収入金額}} - \begin{array}{l} \cdot \text{国等からの補助金等} (\ast 2)、\text{委託による支出} \\ \cdot \text{資産売却収入で臨時的なもの} \quad \text{等} (\ast 3) \end{array}} \geq \frac{1}{5}$$

実績判定期間における合計値について、以下の数式にあてはめます。

※1: 一人当たりの基準限度額超過額について

同一の者からの寄附金の額の合計額のうち、受入寄附金総額の 1/10 (特定公益増進法人・認定 NPO 法人からの寄附については、5/10 ) を超える部分の金額。

※2 国等からの補助金等について

① 国等からの補助金等の額は、( i ) 寄附金収入金額に加算する又は ( ii ) 総収入金額から控除することのいずれかが可能です。( <チェック表> ⑦欄の注書を参照して下さい。)

② 分子に算入する場合、

$$\left( \boxed{\text{受入寄附金総額}} - \begin{array}{l} \cdot \text{一人当たりの基準限度額超過額} (\ast 1) \\ \cdot \text{一人から計1,000円未満の寄附金} \\ \cdot \text{氏名等不詳の寄附金} \end{array} \right) \text{が上限となります。}$$

※3: 「等」とは、以下の項目を言います。

- ・法律又は政令の規定に基づき行われる事業でその対価の全部又は一部につき、その対価を支払うべき者に代わり国又は地方公共団体が負担することとされている場合のその負担部分
- ・遺贈により受け入れた寄附金等のうち、一人当たり基準限度超過額に相当する部分
- ・同一の者から受け入れた寄附金の額の合計額が 1,000 円に満たないもの
- ・寄附者の氏名又は名称が明らかでないもの

#### (5) 情報公開の要件(閲覧に供する義務)

税額控除対象法人となった後は、寄附者名簿を作成・保存するとともに、以下の書類について、閲覧の請求があった場合には、閲覧に供する必要があります(租税特別措置法施行令第26条の28の2第1項第2号ロ)。これらの書類は、学校法人会計基準等に基づき書く学校法人が既に作成している書類を用いることも可能ですが、別添の様式例も参考にして下さい。

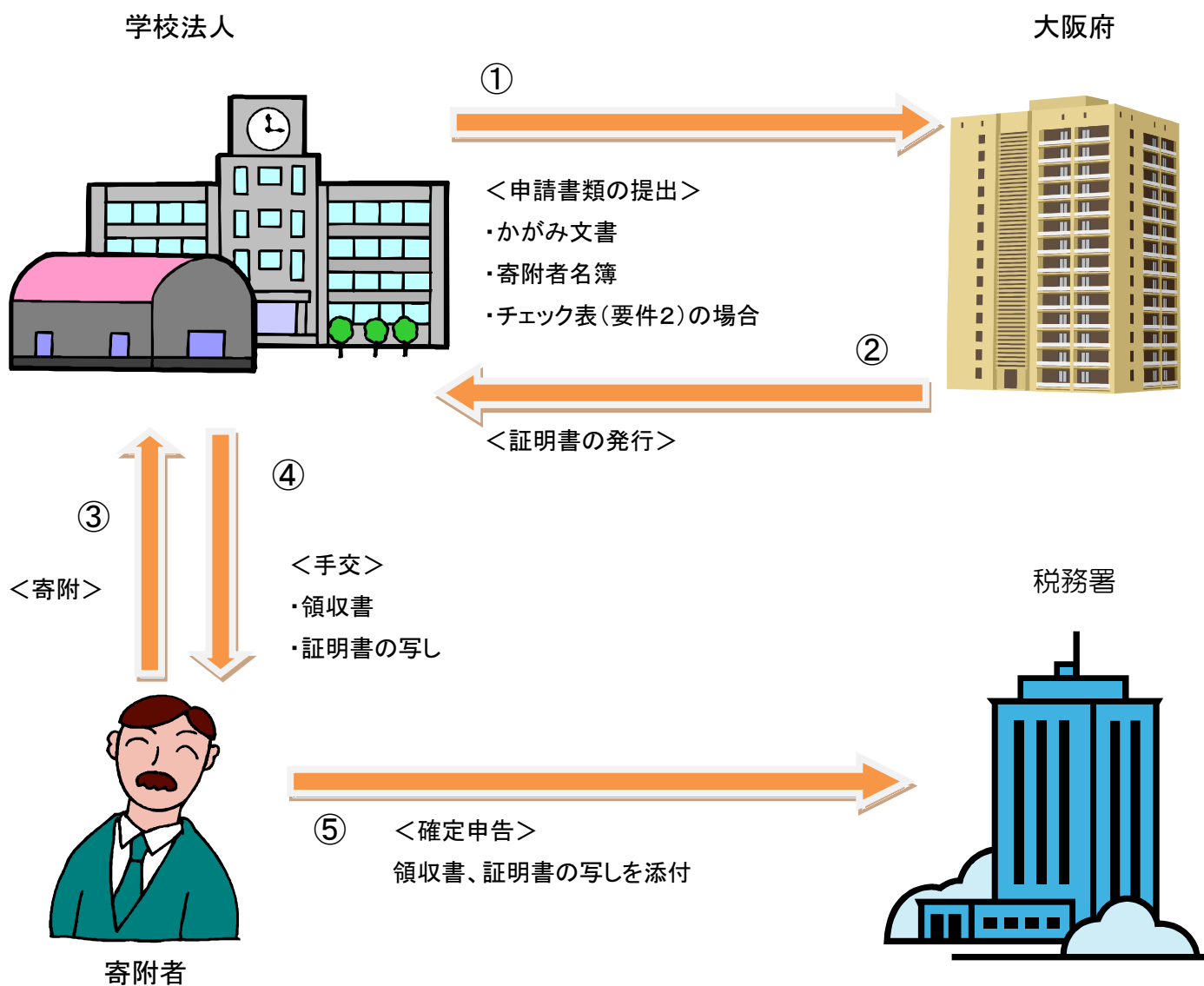
- ・ 私立学校法第30条第1項に規定する寄附行為
- ・ 同法第35条第1項に規定する役員の名簿
- ・ 同法第47条第2項に規定する財産目録等(財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書、監査報告書)
- ・ 役員・従業員給与支給規程
- ・ ①役員②役員と親族関係を有する者③役員と特殊の関係にある者からの一事業年度における受入寄附金の合計額が20万円以上である場合には、当該寄附金支出者の氏名、寄附金の額、受領年月日
- ・ 支出した寄附金の額、相手先、支出年月日
- ・ 寄附金を充当する予定の具体的な事業内容を記載した書類

# III 申請作業内容

## 1. 申請～証明までの全体像

税額控除対象法人となるには、まず、学校法人の設立認可を受けた所轄庁(大阪府知事)から、租税特別措置法等に定められている要件を満たしている旨の証明を受けるための申請を行う必要があります。

申請に基づき、所轄庁において要件を満たしていると判断した場合に、証明書を発行します。当該証明書の有効期間は、証明を受けた日から5年間です。その間、税額控除に係る新たな書類の提出は、必要ありません。





## 2. 申請に先立つ準備

### (1) <要件1>の場合: 寄附者名簿(様式第2号)の準備

各法人の「寄附者名簿(様式第2号)」を準備して下さい。

P3に記載の要件を明らかにするために、「寄附者名簿(様式第2号)」について、寄附者の中に以下の者がいる場合には、寄附者名簿内で分かるように記載してください。

- ① 法人の役員(理事、監事及び清算人等)及びこれと生計を一にする者
- ② 他の寄附者と生計を一にする者

【寄附者名簿(様式第2号)の記載方法イメージ】

	受領年月日	寄附者	住所	受領額	備考
1	H23.1.2	○○ ○○	東京都港区○○	¥10,000	
2	H23.1.3	×× ××	東京都港区○○	¥24,000	
3	H23.1.4	△△ △△	東京都港区○○	¥4,000	
4	H23.1.5	□□ □□	東京都港区○○	¥100,000	※理事長
5	H23.1.6	▽▽ ▽▽	東京都港区○○	¥3,000	
6	H23.1.7	◇◇ ◇◇	東京都港区○○	¥5,000	
7	H23.1.8	△△ ▲▲	東京都港区○○	¥50,000	※3の配偶者
8	H23.1.9	×× ◎◎	東京都港区○○	¥10,000	※2の御令嬢(同一生計)
9	H23.1.10	◎◎ ◎◎	東京都港区○○	¥3,000	

※ 行政庁において、寄附者数のカウントに当たっては、「備考」欄が黄色の者は含まずにカウントします。(例えば、【寄附者名簿(様式第2号)の記載方法イメージ】においてカウントされる寄附者は、6人となります。)

まず、過去2事業年度について「寄附者名簿(様式第2号)」を作成・確認し、その時点で寄附者数が200名を超えている場合には、平成23年~25年の間は、当該2事業年度のみで申請ができますので、過去5事業年度分について確認する必要はありません。

注) 「寄附者名簿(様式第2号)」には、①寄附者の氏名又は名称、②住所又は事務所の所在地、③受領した寄附金額、④受領年月日の全てが記載してある必要があります。住所・所在地を「寄附者名簿」本体に記載せず、別途の資料として作成・保存している場合には、当該資料も添付して下さい。

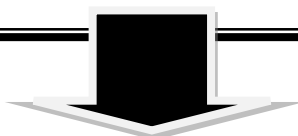
注) なお、この要件を満たすかどうかの確認のために作成した「寄附者名簿(様式第2号)」を、租税特別措置法施行令第26条の28の2第1項第2号ハに規定する「寄附者名簿」とすることも可能です。但し、「寄附者名簿」は各事業年度終了の翌日以後3ヶ月までの間に主たる事務所の所在地に備え置き、5年間保存することが必要です(租税特別措置法施行規則第19条の10の4第8項)ので、証明を受けた翌事業年度からは、新しい寄附者名簿を作成する必要があります。

<要件2>の場合(その1):寄附者名簿(様式第3号)の準備

各法人で作成されている「寄附者名簿(様式第3号)」を以下の方法により準備して下さい。

P5に記載の要件のうち、「一者当たりの基準限度超過額」を明らかにするために、「寄附者名簿(様式第3号)」について、記録されている寄附金について、以下の作業を行って下さい。

- ① 受入寄附金総額×1/10の額を算出します。
- ② 受入寄附金総額×1/10の額を超える寄附金を選択します。
- ③ ①で選択した寄附金欄の横に「基準限度額」・「一者当たりの基準限度超過額」の欄を作成します。
- ④ 「基準限度額」欄に、①で算出した額を記入します。
- ⑤ 「基準限度超過額」の欄に「寄附金額」-「④基準限度額」の額を記入します。



【寄附者名簿(様式第3号)の記載方法イメージ】

	受領年月日	寄附者	住所	受領額	基準限度額	基準限度超過額
1	H23.1.2	〇〇 〇〇	東京都港区〇〇	¥10,000		
2	H23.1.3	×× ××	東京都港区〇〇	¥24,000		
3	H23.1.4	△△ △△	東京都港区〇〇	¥4,000		
4	H23.1.5	□□ □□	東京都港区〇〇	¥100,000,000	¥60,000,000	¥40,000,000
5	H23.1.6	▽▽ ▽▽	東京都港区〇〇	¥3,000		
6	H23.1.7	◇◇ ◇◇	東京都港区〇〇	¥5,000		
7	H23.1.8	△△ ▲▲	東京都港区〇〇	¥50,000		
8	H23.1.9	×× ◎◎	東京都港区〇〇	¥10,000		
9	H23.1.10	■ ■ △△	東京都港区〇〇	¥3,000		

○「受領額」欄で、「受入寄附金総額×1/10の額」を上回る欄を探します。  
 ○その欄の横にある「基準限度額」欄に「受入寄附金総額×1/10の額」を記入します。  
 ※寄附者が特定公益増進法人である場合には、「受入寄附金総額×5/10の額」を記入します。

○【「受領額」-「基準限度額」】で算出した額を「基準限度超過額」欄(P13の②)に記入します。  
 ⇒ 「基準限度超過額」欄に記入した額の合計値が、<チェック表>の「一者当たりの基準限度超過額」欄に記載する額となります。

注) なお、この要件を満たすかどうかの確認のために作成した「寄附者名簿(第3号)」を、租税特別措置法施行令第26条の28の2第1項第2号ハに規定する「寄附者名簿」とすることも可能です。但し、「寄附者名簿」は各事業年度終了の翌日以後3ヶ月までの間に主たる事務所の所在地に備え置き、5年間保存することが必要です(租税特別措置法施行規則第19条の10の4第8項)ので、証明を受けた翌事業年度からは、新しい寄附者名簿を作成する必要があります。

(2) <要件2>の場合(その2): 必要項目の数値

以下の項目を、過去の計算書類を参照しながら確認して下さい。

各項目は、監事(私立学校振興助成法第14条の適用がある法人については、公認会計士又は監査法人)の監査を経て、理事会での承認決議を受けた計算書類により、数値を確認して下さい。

<要件2>で申請する場合には、直近に終了した事業年度に係る計算書類について理事会での承認を受けた後(私立学校振興助成法第14条の適用がある場合は、所轄庁)へ提出した後)に税額控除に係る証明申請を行っていただくこととなります。

例: 4月1日から翌年3月31日までが事業年度の法人の場合、例えば、6月20日に理事会の承認を経て、6月23日に所轄庁へ事業報告等を提出した場合、6月23日以降に申請することができます。

<各項目についての解説・注意事項等>

受入寄附金総額	消費収支計算書における「寄附金」の額。 ※未収の寄附金は含まれません。
一者当たりの基準限度超過額	「寄附者名簿(様式第3号)」を基に、以下の計算を行って下さい。 同一の者からの寄附金額のうち、受入寄附金総額の10分の1を超える部分の金額。(ただし、特定公益増進法人・認定NPO法人からの寄附金は、同一の法人からの寄附金額のうち、受入寄附金総額の10分の5を超える部分の金額。)
寄附者の氏名又は名称が明らかなもののうち、同一の者からの寄附金で、その合計額が1,000円未満のもの額	「寄附者名簿(様式第3号)」を基に、以下の計算を行って下さい。 実績判定期間内において、ある者から受け入れた寄附金の合計額が1,000円に満たないものがある場合の合計額。
総収入金額	消費収支計算書における「帰属収入」の額。
国等からの補助金等の額	消費収支計算書における「補助金」のうち、以下に該当するもの。 国等(国、地方公共団体、法人税法別表第一に掲げる独立行政法人、地方独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人及び我が国が加盟している国際機関)からの補助金その他国等が反対給付を受けずに交付するもの。 ※日本私立学校振興・共済事業団からの直接・間接の補助金は「国等」には含まれませんので注意して下さい。

委託の対価としての収入で国等から支払われるものの金額	「国等」の範囲については、「国からの補助金等の額」と同様です。
法律等の規定に基づく事業で、その対価を国又は地方公共団体が負担することとされている場合の負担金額	法律又は政令の規定に基づき行われる事業で、その対価の全部又は一部につき、その対価を支払うべき者に代わり、国又は地方公共団体が負担することとされている場合のその負担部分。
資産の売却収入で臨時的なものの金額	固定資産・有価証券等（棚卸資産を除きます。）の譲渡で、臨時的な資産の譲渡金額。 （消費収支計算書の「資産売却差額」収入から「資産処分差額」支出を控除した額）
遺贈により受け入れた寄附金等のうち、基準限度超過額に相当する金額	遺贈（贈与者の死亡により効力を生じる贈与を含みます。）により受け入れた寄附金、租税特別措置法第70条第1項に規定する贈与により受け入れた寄附金その他贈与者の被相続人に係る相続の開始のあったことを知った日の翌日から10か月以内に当該相続により当該贈与者が取得した財産の全部又は一部を当該贈与者からの贈与（贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を除きます。）により受け入れた寄附金のうち、一者当たり基準限度超過額に相当する部分。

### 3. <要件1>・<要件2>に共通の作業

#### (1)かがみ文書(申請書 様式第1号)の作成

ここでは、法人名称等の基本情報とともに、申請する要件の選択・実績判定期間の記入・添付書類のチェックを行って下さい。以下の赤字箇所が、ご記入いただく必要のある項目です。

(様式第1号)

平成 年 月 日 申請年月日

大阪府知事 ○○ ○○ 様

学校法人所在地  
学校法人名  
理事長氏名

税額控除に係る証明申請書

租税特別措置法(施行令第26条の28の2第1項第2号)に規定される要件を満たしていることについての証明を受けたいので、下記の通り申請します。

記

1. 申請する要件

<要件1> 第2号イ(2)に規定された要件  
 <要件2> 第2号イ(1)に規定された要件

2. 実績判定期間 申請する要件のいずれかにチェック(■)

平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

3. 添付書類 実績判定期間の開始年月日・終了年月日

(1) 要件1の場合

様式第2号 寄附者名簿(要件1)

(2) 要件2の場合 添付する書類にチェック(■)

様式第3号 寄附者名簿(要件2)  
 様式第3号の2 チェック表

以上

なお、証明を受けた後は、租税特別措置法施行令第26条の28の2第1項第2号に規定された書類について問答の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除き、閲覧に供します。

- 注) ○ 「□」項目については、該当するものを「■」に変えて下さい。
- 申請要件は、<要件1>または<要件2>のいずれか一つのみを選択して下さい。
  - 実績判定期間については、まず、P3 を御確認いただき、2年とするか5年とするかを決めてから作業を行って下さい。
  - 月日は、事業年度にあわせて記載して下さい。(事業年度が4月1日から3月31日の法人が、実績判定期間を1月1日から12月31日とすることはできません。)



## 4. <要件2>で申請する場合

「チェック表(様式第3号の2)」を作成します。

### (1) チェック表(様式第3号の2)本体の作成

実績判定期間				平成	年	月	日	～	平成	年	
$\text{寄附金等収入金額(I)} \div \text{経常収入金額(II)} =$											
寄附金等収入金額 (自動計算⇒)										I	
受入寄附金総額(必須)											
控除金額	一者当たりの基準限度超過額の合計額(必須)										①
	寄附者の氏名又は名称が明らかなもののうち、同一の者からの寄附金で、その合計額が1,000円未満のもの額(必須)										③
	寄附者の氏名又は名称が明らかなでない寄附金額(必須)										④
差引金額(①-②-③-④) (自動計算⇒)										⑤	
国等からの補助金の額 (※当欄又は⑩欄のいずれかのみに記載できます。当欄に記載する場合には、⑤欄の額が限度に記載できます。)											⑥
合計金額(⑤+⑥ ⇒ 寄附金等収入金額 = I) (自動計算⇒)										⑦	
経常収入金額 (自動計算⇒)										II	
<small>(※ここでは、「総収入金額」から各控除金額を控除した値を言います。)</small>											
総収入金額(必須) (「消費収支計算書」における「帰属収入」の額です。)											
控除金額	国からの補助金等の額 (※当欄又は⑦欄のいずれかのみに記載できます。)										⑩
	委託の対価としての収入で国等から支払われるものの金額										⑪
	法律等の規定に基づく事業で、その対価を国又は地方公共団体が負担することとされている場合の負担金額										⑫
	資産の売却収入で臨時的なもの金額										⑬
	遺贈により受け入れた寄附金等のうち、基準限度超過額に相当する金額										⑭
	寄附者の氏名又は名称が明らかなもののうち、同一の者からの寄附金で、その合計額が1,000円未満のもの額 (③欄から自動転記⇒)										⑮
	寄附者の氏名又は名称が明らかなでない寄附金額 (④欄から自動転記⇒)										⑯
差引金額(⑨-⑩~⑯ ⇒ 経常収入金額 = II) (自動計算⇒)										⑰	

以下の手順で黄色欄に数値を入れていきます。

(i) 必須項目: ①~④・⑨

⇒この時点で<判定式>欄が20%を超えた場合、以降、数値の記載は必要ありません。

(ii) 必須以外の項目: 計算書類等からすぐに分かる補助金(⑥ or ⑩)や国等からの委託費(⑪)がある場合には、それらの項目を入れていきます。

⇒1つずつ項目に数値を入れていくにつれ、<判定式>欄が20%を超えた時点で、以降の作業は不要です。

黄色欄に実績判定期間における合計値を記入します。

水色欄は、自動的に計算されます。

提出いただく数値は、実績判定期間における各項目の合計値ですが、卓上で電卓を叩きながら各事業年度の数値を計算する手間を省くため、「チェック表(様式第3号の2)」は欄外に、過去の事業年度別に数値を入れると自動的に実績判定期間内の合計値が算出されるようにしてあります。是非、ご活用下さい。

項目	単位	1	実績判定期間				
			2年前	前年	今年	2年前	5年前
総計		1					
学費補助費(4850)		10					
学費補助費(4850)		10					
学費補助費(4850)		10					
学費補助費(4850)		10					
学費補助費(4850)		10					
学費補助費(4850)		10					
学費補助費(4850)		10					

欄外(灰色部分)の各項目について、「前年」・「2年前」～「5年前」の数値を各事業年度ごとに入力すると、チェック表の本体(黄色欄)に合計値が自動的に表示されます。

## 5. 申請する

次の書類等(各1部)を下記窓口まで郵送にて提出して下さい。

### (1) 要件1の場合

- 様式第1号 申請書
- 様式第2号 寄附者名簿
- 証明書返信用の封筒及び切手

### (2) 要件2の場合

- 様式第1号 申請書
- 様式第3号 寄附者名簿
- 様式第3号の2 チェック表
- 証明書返信用の封筒及び切手

### <申請窓口>

〒559-8555

大阪市住之江区南港北 1-14-16 咲洲庁舎 38 階  
大阪府府民文化部私学・大学課

電話番号 06-6941-0351 (代表)

- ① 小学校、中学校、高等学校を設置する学校法人  
小中高振興グループ (内線 4858)
- ② ①以外で幼稚園を設置する学校法人  
幼稚園振興グループ (内線 4860)
- ③ 専修学校、各種学校のみを設置する学校法人  
宗教・専各振興グループ (内線 4855)

## IV 証明を受けた後に必要なこと

### 1. 証明の有効期間について

税額控除に係る証明は、所轄庁から証明を受けた日から5年間です。

例：平成 24 年 12 月 1 日に税額控除に係る証明を受けた場合の有効期間は、平成 24 年 12 月 1 日から平成 29 年 11 月 30 日までとなります。

### 2. 税額控除の適用開始時期について

学校法人が、平成 23 年以内に税額控除に係る証明を受けた場合、当該法人へ平成 23 年 1 月 1 日以降に支出された個人からの寄附金が税額控除の対象となります。

なお、この場合に、所轄庁から証明を受けた日より前に支出された寄附金について、寄附者が税額控除を受けるためには、寄附者に対し、証明書の写しを追送する必要があります。

平成 24 年 1 月 1 日以降に証明を受けた場合は、証明を受けた日以降に支出された個人からの寄附金が税額控除の対象となります。

### 3. 証明を受けた後に閲覧に供する必要がある書類

以下の書類を主たる事務所に備え付け、閲覧の請求があった場合には、閲覧に供する必要があります。

- ・ 私立学校法第 30 条第 1 項に規定する寄附行為
- ・ 同法第 35 条第 1 項に規定する役員の名簿
- ・ 同法第 47 条第 2 項に規定する財産目録等（財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書、監査報告書）
- ・ 役員・従業員給与支給規程
- ・ ①役員②役員と親族関係を有する者③役員と特殊の関係にある者からの一事業年度における受入寄附金の合計額が 20 万円以上である場合には、当該寄附金支出者の氏名、寄附金の額、受領年月日（※）
- ・ 支出した寄附金の額、相手先、支出年月日（※）
- ・ 寄附金を充当する予定の具体的な事業内容を記載した書類

※ 該当する項目がなく、書類を作成していない場合には、閲覧に供する必要はありません。